

## 令和4年度第2回鎌ヶ谷市環境審議会 会議録（書面会議）

### 第1 開催日

令和4年7月19日（火）から令和4年8月31日（水）まで（審議期間）

### 第2 開催方法

書面による開催

### 第3 出席者

- 1 委員 木下委員、杉本委員、時田委員、岩井委員、小高委員、野田委員、九谷委員、大伴委員
- 2 事務局 畠山環境課長、井上課長補佐（事）環境保全係長、滝口環境計画係長  
清水主任主事、森岡主事補、松本係員

### 第4 議題

議題1 鎌ヶ谷市第3次環境基本計画の骨子案について

### 第5 傍聴者

なし

### 第6 会議の公開 非公開について

公開

### 第7 開会

本会議は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面会議とし、令和4年7月19日付け鎌環第503号の通知日を開会日とした。

### 第8 議事の成立

本会議の成立要件については、委員総数のうち、審議会成立に必要な定足数（過半数）に達する書面表決書の提出とし、定足数に達する提出があり本審議会（書面会議）は成立した。

### 第9 会議録署名人の指名

会議録署名人に、杉本委員 及び 小高委員 を指名した。

### 第10 議事内容

議題1 鎌ヶ谷市第3次環境基本計画の骨子案について

資料：鎌ケ谷市第3次環境基本計画骨子案 ver2.3（審議前）

鎌ケ谷市第3次環境基本計画骨子案 ver2.5（審議後）

委員からの意見と対応 ※ページは ver2.3（審議前）

## 第1章 計画改定の背景・基本的事項

### 23ページ 生物多様性の保全と理解の促進

意見： 「また、私たちの暮らしは多様な生きものが関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。」の部分に、「また、生物種の保全や生息地、生態系の保全、外来種問題の抑制、温暖化の影響の軽減など（愛知目標の達成）に向けた行動の協力も必要です。」を追加したらどうか。

対応： 「生物多様性の保全と理解の促進」に説明を追記した。

### 26ページ 市民・事業者・行政のパートナーシップに関する課題

意見： 市民・事業者・行政のパートナーシップに関する課題に以下を追加してはどうか。

「パートナーシップの形成の機会の醸成」

市民団体、事業者、及び行政も含めて環境関連の取組みの発表、情報共有、課題共有をして取組みの連携、協働のきっかけとなるような場を設ける。「環境フェア」や「産業フェスティバル」などの既存の催しを発展的に展開する。

対応： 市民・事業者・行政のパートナーシップに関する課題として「パートナーシップ形成の機会の醸成」の項目を追加した。

### 30ページ 鎌ケ谷市第3次環境基本計画の推進主体の図

意見： 市民の役割「住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮する。」を、次の表現としてはどうか。「住み良い生活環境を築くため、より良好な環境を形成するための自主的、または協働の取組みを行う。」

対応： それぞれの推進主体（市民・事業者・行政）の記載内容は、鎌ケ谷市環境基本条例の条文に基づいた内容であるため、変更無しとする。

## 第2章 環境像と基本目標

### 32ページ 望ましい環境像の説明

意見： 「鎌ケ谷市環境条例」の基本理念の達成に向けては、「鎌ケ谷市環境基本条例」ではないか。

対応： ご指摘のとおり修正した。

### 33ページ 基本目標

意見： 基本目標の冒頭は鎌ケ谷市の概況説明があるが、それに関連するような写真があると基本目標に対する理解が深まる。

対応： ご意見を踏まえ、33ページに関連する写真を入れる。また、34ペー

ジから38ページまでの各目標のページ下部の余白に基本目標に関連する関連写真やイラスト、コラム等を挿入する。

写真やイラストについては、計画本文の内容が確定した後、空きスペースに併せて挿入する予定である。

34ページ 基本目標1 脱炭素社会

35ページ 基本目標2 循環型社会

意見①： 第二章の「基本目標1 脱炭素社会」及び「基本目標2 循環型社会」について、最終目標を設定することが最も大切と考える。最終目標なくして達成することはないからである。

エネルギーについて、現状では、2050年にゼロ・カーボンが達成された場合は、すべて電気エネルギーに頼ることになる。それは、市外からの電気エネルギー供給と市内で作る電気エネルギーが考えられる。

対応①： 2050年のカーボンニュートラルに向けて取組みを実施していくが、本計画においては、2032年度までに今できると考えられることを記述している。

ご意見を参考に「基本目標1 脱炭素社会」の「2032（令和14年）の将来イメージ」を修正した。

意見②： 建造物の断熱化と発電化について、使用するエネルギーを有効利用するためには、建造物の断熱化と使用する機器の省エネルギー化がより求められ、一般住宅の断熱化が最も重要な施策となる。また、建造物すべてにおいて、特に、一般住宅でも電気エネルギーを生み出す発電・蓄電化が求められる。

また、今後「空き家対策」は必然的で、そこをエネルギー供給基地として活用する。太陽光発電や燃料電池を設置して、周辺地（30～40軒）に電気を供給し、車の急速充電設備を置く。

対応②： 頂戴したご意見は担当課に伝えるが、本計画においては割愛させていただく。

意見③： 市内で発生するゴミを、燃やさずに、完全分別が必要となる。また、ゴミからエネルギーを生み出すことが可能である。特に、市内では植物の廃棄が多くエネルギー化が可能だ。

対応③： 頂戴したご意見は担当課に伝えるが、本計画においては割愛させていただく。

意見④： これらの目標達成は、ロードマップなくしては進まない。

現在は2022年で、2050年まで残り28年である。建造物は計画から完成まで10年を要するものもあり、特に今回は計画に時間を要すると考えられる。市役所や学校などの公共建物をどうするのか、そろそろ検討する時期ではないか。

対応④： 頂戴したご意見を踏まえ、各基本目標に対するロードマップとして、

今後2050年を見越して2032年度までに加速させるべき取組みを掲載する。

また、令和5年度に地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改訂を予定しており、その策定過程で公共施設の脱炭素化の取組みについて検討を進める。

意見⑤： 2050年イメージ図（別紙）を作成したのでご参照頂きたい。

対応⑤： 32ページ「望ましい環境像」のイメージ図作成の際に参考とする。

イメージ図は、計画本文の内容確定後に挿入する予定である。

36ページ 基本目標3 2032（令和14）年の将来イメージ

意見： 以下の文言を追加してはどうか。

「まちなかでは魅力ある公園が整備されて、それらが街路樹、歩行者散策路やサイクリングロード、そして豊かな水辺環境とまちなかの外の農地や樹林地等の自然環境とも緑と水のネットワークでつながっています。さらにまちなかの住宅、公共施設や民間の建物では緑のカーテン、壁面緑化、屋上緑化など緑のヴォリュームが身近に感じられるように…」

対応： ご意見を参考に、「基本目標3 自然共生社会」の「2032年の将来イメージ」の内容を修正した。

### 第3章 環境施策

58ページ 基本目標3 自然共生社会

意見： 成果指標に「緑と水の散策路・自転車路のネットワーク形成」が入らなくてよいか。

対応： 頂戴したご意見は担当課に伝えるが、本計画においては割愛させて頂く。

60ページ 個別目標6 生物多様性の保全

意見： 「生物多様性を増進するためのエコロジカルネットワークの形成につとめます」という文言を追加してはどうか。エコロジカルネットワークの形成が我が国では弱いからである。動植物の生態に即したネットワーク形成の計画があって開発をうまく誘導して、ミティゲーションでネットワーク形成につとめているのが欧米諸国によく見られる手法である。

対応： ご意見を踏まえ、施策14 動植物の生息、生育環境の保全」に説明を追記した。

なお、エコロジカルネットワークの形成に関する取組みの方向性や具体的な取組み内容は、現在策定中の次期「緑の基本計画」に委ねることとする。

61ページ 施策19 公園の整備

意見①： 雑草、ごみの多い公園が多い。そのため、公園等サポーターを増やすための取組みが必要である。サポーター採用基準の見直しをしてはどうか。

対応①： 担当課において、成果指標として公園等サポーター数を増加させる方向で検討している。

サポーター採用基準の見直しについては、担当課の事業の中で検討する。

意見②： 高齢化に伴い、公園への健康器具の設置が望ましい。

対応②： 「健康増進の場」という文言を追記した。

意見③： 公園での草花の配布について、公園等サポーターのいる公園では配布があるがそれ以外はない。

対応③： 頂戴したご意見は担当課の事業の中で検討する。

意見④： 防災上、公園にはライトなどの設置や、防災器具、簡易トイレなどの保養施設が必要ではないか。

対応④： 頂戴したご意見は担当課の事業の中で検討する。

73ページ 個別目標13 協働による環境活動の推進

意見： 現状でC評価（17ページ）の課題であるが、73ページに以下を追加するのはどうか。

「施策35 市一丸の協働による環境マネジメント」

市民、市民団体、事業者等、そして行政の関連部署等が一同に会して、各環境行動の発表しながら、情報共有や協働の機会醸成のために環境フェアや産業フェスティバルなどの催しの場を活用していく。いずれは各主体の環境行動の計画、実施、評価、見直しという環境マネジメントの推進がなされるようになると、本環境基本計画の進捗管理とも連動して、市全体が一丸となった環境マネジメント体制が形成される。

対応： 施策35として「協働による環境マネジメントの場の創出」という項目を追加した。

計画の進捗管理については、「第4章 計画の進行管理」を追加した。

## 第11 閉会

以上、会議の経過を記載し、相違ないこと証するため、次に署名する。

令和4年9月26日

署名人 杉本 卓也

署名人 小高 魁